

指定通所介護重要事項説明書

＜ 令和7年1月1日 現在 ＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-440-1615 (9:00～17:00)

担当 渡辺 賢二

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 言語リハビリ ミカタ船橋の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	船橋市北老人デイサービスセンター (言語リハビリ ミカタ)
所在地	千葉県船橋市三咲 7-24-1 船橋市北部福祉会館 1階
事業所番号	1270909649
サービスを提供する対象地域	船橋市

(2) 事業所所属の職員体制 (兼務有)

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	1名		1名
機能訓練指導員		6名	6名
介護職員	1名	3名	4名
看護職員		3名	3名

(3) 事業所設備の概要

定員	20名	静養室	1室1床
食堂兼機能訓練室	1室 114㎡	相談室	1室
送迎車	3台		

(4) 営業時間

営業日	月・火・水・木・金 (祝日を含む)
営業時間	8:40～17:25
定休日	土曜日、日曜日、年末年始 (12月30日～1月4日)

3 提供するサービス内容

①機能訓練

②生活相談 等

4 料金

(1) 利用料金

① 基本単位数 (通所介護 通常規模型 5時間以上 6時間未満の場合)

	1日あたりの利用単位
要介護1	570単位
要介護2	673単位
要介護3	777単位
要介護4	880単位
要介護5	984単位

② サービス加算

	1日あたりの利用単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロ	56単位・76単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位(1月あたり)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位(月2回まで)
入浴介助加算(Ⅱ)	55単位
ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	30単位・60単位(1月あたり)
若年性認知症利用者受入加算	60単位
科学的介護推進体制加算	40単位(1月あたり)

③ その他の加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)※	1ヶ月の総単位数×9.0%
-----------------	---------------

※介護職員等処遇改善加算により上乘せられた単位数は、区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

④ 減算

居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は片道につき47単位を減算します。

*1ヶ月あたりの介護保険利用料自己負担分は、総単位数に介護職員等処遇改善加算を加え、単位数単価(10.54)を乗じた額のうち、負担割合証に記載された負担割合に応じた額となります。

*償還払いの場合には、一旦、介護報酬額全額を支払い、その後領収書を添えて、市町村の窓口にて請求をすると、負担割合に応じて還付が得られます。

(2) その他自己負担となるもの

食費、教材・消耗費、家庭学習支援費、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は、自己負担となります。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合*	無料
②ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	利用料の50%
③ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただかなかった場合	利用料の80%

*ご利用日が月曜日又は休前日の場合はご注意ください。

(4) 支払方法

お支払い方法は、預金口座引き落としとなります。毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)までにご入金ください。引き落とし確認後、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。

10 当社の概要

名称・法人種別	有限会社ミカタ
代表者役職・氏名	取締役 渡辺 賢二
本部所在地	千葉県松戸市小金原3-4-15
電話番号	047-342-0005

定款の目的に定めた事業

通所介護・介護予防通所介護・介護保険法に規定する第一号通所事業・地域密着型通所介護施設・拠点等

言語デイサービス ミカタ市川・船橋市北老人デイサービスセンター（言語リハビリ ミカタ）
2ヶ所

指定通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 千葉県松戸市小金原3-4-15

名称 有限会社ミカタ

代表者 取締役 渡辺 賢二 印

私は、本書面により、事業者から指定通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印